

## 今回のテーマ : 「民法改正」

約 120 年間ほとんど改正されなかった民法の改正法が、本年 5 月に国会で可決成立しました。今回は、その中から主な改正点についてその概要をお知らせします。なお、新民法は 2020 年前半の施行が予定されています。

項目	改正前	改正後	補足
意思能力	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、<u>その法律行為は無効とする</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>判例学説上、争いのない内容を明文化した</li> </ul>
債権の消滅時効	(例) 診療代・工事代: 3 年 弁護士報酬: 2 年 飲食・宿泊代: 1 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業別の短期消滅時効を廃止する</li> <li>債権者が権利を行使することができることを<u>知った時から 5 年間</u>行使しないときに消滅する</li> <li>権利を行使することができる<u>時から 10 年間</u>行使しないときに消滅する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常 5 年、債権者が権利を行使できることを知らなくても 10 年で消滅する</li> <li>保険金請求は要注意</li> </ul>
法定利率	年 5%	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>年 3%</u></li> <li>法定利率は市場金利に応じて <u>3 年ごとに見直す</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利率を引き下げるとともに、固定利率から変動利率に変更する</li> </ul>
賃貸借の存続期間	20 年	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>50 年</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型のプロジェクトやプラントのリース契約などにおいて、長期間の賃貸借契約が可能になる</li> </ul>
賃借人の原状回復義務	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃借人は、賃貸借が終了したときは、その損耗を原状に復する義務を負う</li> <li>その損耗が<u>賃借人の責めに帰することができない事由</u>によるものであるときは<u>義務が生じない</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の使用によって生じた賃借物の損耗や賃借物の経年劣化に対して、原状回復義務はない</li> </ul>

